

協同組合運動の新しい波

社会的協同組合(イタリア)とコミュニティ協同組合(イギリス)に見る



中川雄一郎 (東京都 / 協同総研理事長)

はじめに

現在の協同組合運動を国際的な視点から見ると、われわれはその運動にある特徴を見出すことができる。それは、農業協同組合や消費者協同組合(日本では「生活協同組合」と呼称する)といった、主に「組合員の利益に奉仕する」ことを目的とする伝統的な協同組合運動と並んで、高齢者ケア、障害者ケア、育児・保育それに職業訓練・教育、雇用創出など「コミュニティの質」とその住民の「生活の質」を高めようと試みる協同組合運動が成長してきている、という現象である。国際的な協同組合運動のこのような傾向は、既に1999年にカナダのケックで開催されたICA大会でも確認されている。前者は組合員のニーズに対応する比較的大規模な事業組織をもつものに対して、後者はコミュニティとその住民のニーズに基礎をおく比較的小規模な事業組織で、イギリスではしばしばコミュニティ・ビジネス(community business)あるいはコミュニティ・エンタープライズ(community enterprise)と称し - それらは「産業共同所有運動」(the Industrial Common ownership Movement, ICOM)の傘下に入るケースが多い - またイタリアでは1991年の法律第381号に基づく社会的協同組合(social cooperative)として機能しており、両者とも主に労働者協同組合の形態を取って

いる。

このような協同組合運動が成長してきているのにはいくつかの要因が考えられるが、主たる要因としては、1つは経済的、社会的なグローバリゼーションを、もう1つは、そのグローバリゼーションと関連するのであるが、人びとが「コミュニティの再生」あるいはまた「コミュニティの質の向上」や「生活と労働の改善」を目指していることを挙げることができる。

経済的、社会的グローバリゼーションは、周知のように、国家間、地域間、社会間、コミュニティ間それに個人間に激しい競争をもち込み、その結果、それぞれの間に格差と溝を生みだしている。そしてその格差や溝は、発展途上国にしばしば見られるような困窮状態から抜け出せないでいるコミュニティを出現させるだけでなく、先進資本主義諸国においてもしばしば目撃される高齢化と人口減少、農業やその他の産業の衰退と高失業率に直面しているコミュニティーとりわけ遠隔地の農村や離島、不況の只中にある地方都市などのコミュニティーを出現させている。特に、先進資本主義諸国では、経済的衰退による社会的疲弊が顕著となり、とりわけ障害者、高齢者、女性、それに失業者など不利な状態に置かれている人たちに大きな困難をもたらしているのである。

しかしながら、先進資本主義諸国の中央政府が、このような複合的な原因によって衰退し、疲弊していく社会やコミュニティを再生し、活性イヒする仕事を行なうか、といえそうではないのである。これらの多くの国々の中央政府はむしろ、「小さな政府」を追求しており、福祉や教育といった公共部門から撤退しているのである。そこで人びとは、自らが住み、生活しているコミュニティを自らの手で再生し、活性化することになる。もちろん、地方自治体もそのためのパートナーとなる。こうして、コミュニティの再生や活性化は、地方のコミュニティで生活し労働している人たちの自発的な参加によって協同組合として計画化され、事業化されてきたのである。換言すれば、新しい協同組合運動の成長という1つの国際的な潮流が生みだされたということは、特に先進資本主義諸国において同じような経済的、社会的および政治的な要因が作用していたということであるが、同時にそのことは、在来型の伝統的協同組合だけではコミュニティの再生や活性化という重大問題に対処できないことを示しているのである。換言すれば、このような問題に対処するためには、伝統的な協同組合の目的である「組合員への奉仕」や「組合員の利益を守る」といった従来の活動範囲を超えた戦略とターゲットを明確に掲げる協同組合が必要になってくるのである。

そこで私は、本ペーパーにおいて、イタリアにおける社会的協同組合とイギリスにおけるコミュニティ協同組合に論及することで、協同組合運動の「新しい波」の何たるかを簡潔に示し、それらが伝統的な協同組合運動を含めた協同組合運動全体に与えることができるであろうインパクトについて述べることにする。

社会的協同組合の展開

1991年に成立した法律第381号(社会的協同組合に関する規則)は、イタリアにおける協同組合運動の一つの大きな転換点を画するものであった。一般に、ある法律の制定は、その法律を必要とする社会環境や社会状態を反映しているのであって、この第381号も協同組合運動に関わるイタリア社会の、あるいはコミュニティの経済的、社会的状況を映し出すものであった。すなわち、この法律は、1970年代からの比較的長期にわたって求められていたコミュニティのニーズに、一方では伝統的な協同組合運動が対応しきれずにいたという事実と、他方ではそのニーズに対応するために実際に活動し、機能していた実質的に協同組合的な組織が存在していたという事実とを語っているのである。

法律第381号の第1条はわれわれにこの法律の特徴的性格を、したがってまた、イタリア社会とコミュニティの実情をよく伝えている。すなわち、

社会的協同組合は、以下のことによって、人びとの人間的発達を促し、人びとを分け隔てなく(排除せずに - 引用者)社会の一員とすることで、コミュニティの全般的な利益を追求する目的を有する。

- a) 社会サービス、福祉サービスおよび教育サービスを提供する、
- b) ハンディキャップをもった人たちに雇用を提供する目的で、さまざまな事業活動を 農業、工業、商業あるいはサービスの形態で 遂行する。

見られるように、この第1条には、社会的

協同組合は特定の個人やグループの私的な利益あるいは伝統的協同組合におけるような「組合員の利益」を追求するのではなく、ハンディキャップを負っている人たちや不利な状態に置かれている人たちのニーズに応えることを通じてコミュニティの全般的な利益を追求する、とのことが記されている。ここにはまた、どんな人も社会的に排除されず、イタリアの市民として生活することが含意されているのである。「コミュニティの全般的利益」とはまさにこのことを意味しているのである。

社会的協同組合は、ハンディキャップを負った人びと、専門的職員およびボランティアの3者によって構成されている意味でも、協同組合を構成している人たちの人間的発達(人格的成長)の保障と雇用の創出を促している意味でも、一種の「複合協同組合」あるいは「多機能的協同組合」と言うべき新しい協同組合の形態を取っている。したがって、法律第381号は複合性あるいは多機能性を適切に保証するものとなっているのである。例えば、ボランティアを組合員として ただし、ボランティア組合員の数は全組合員数の50%を超えてはならず¹⁾、また専門労働者の労働の代替であってはならない、との条件が付いているが 彼らの活動を奨励したことは、画期的でさえある。またbタイプの社会的協同組合は、「身体・精神・感覚の各障害者、薬物常用品者、アルコール依存症患者」などのハンディキャップを負っている人たちが労働者の別ける以上を占め、本人の条件が許す限りで組合員とすることを条件にして²⁾、社会福祉保障の負担金を免除するとともに、行政・公共機関との事業契約において特別優遇措置がなされている。さらには、「社会的協同組合の活動への融資と開発援助を定款に定める公的法人

や民間の法人」が組合員として社会的協同組合に加入することを可能にしたことは、社会的協同組合をユニークなものにしている。

またaタイプの社会的協同組合は、女性のインフォーマル労働を社会化させていることによって注目されてきた。その有名な例がエミリア・ロマーニャ州の州都、ボローニャに設立されたCADIAI(病人、高齢者、児童の居住援助協同組合)である。CADIAIは、実は、家事労働に従事していた女性や不安定な労働を経験してきた女性27人によって、法律第381号の制定に先立つ17年前の1974年に設立された「労働者協同組合」であった。その当時、特別な労働技能や技価をもたない「普通の女性」の多くにとってフォーマルな雇用を確保すること、すなわち、労働市場に参入することは非常に困難なであったことから、彼女たちはインフォーマルな不安定労働に就くことを余儀なくされていた。それ故、27人の女性たちは、労働者協同組合を設立することで自らの労働をフォーマルな有償労働に、自分たちの家事援助労働やケア労働を社会的労働にしようとしたのである。彼女たちは、最初の数年間は私的契約に基づいて事業を展開したが、1980年代に入ると地方自治体の公的機関と契約を結ぶようになり、特にボローニャ市当局とは在宅高齢者ケアに関して独占的な契約を結ぶまでになった-他の同じようなケア・サービス協同組合は在宅ケア・家事労働を評価しなかったために契約に参入しなかった。また80年代中葉からはCADIAIは障害者ケアも行なうようになり、1991年の社会的協同組合法(法律第381号)の制定以後は在宅サービスから居住施設サービスへとサービス事業の比重を移し、やがてサニタリィ(保健・医療)・リハビリ・サービスや労働医学サービスの分野にも進出するので

ある - 現在、組合員約300人、従業員(非組合員)約400人、事業高約200億リラ(14億円)である。

社会的協同組合は、このように、経済的、社会的なグローバリゼーションと高齢化、失業、女性の社会的参加の要求といったイタリア社会に生じるさまざまな問題にイタリア社会自体が対処できなくなってきた状況に応じて生まれてきた協同組合である、とわれわれは言うことができる。社会的協同組合はイタリアにおける農業協同組合や消費者協同組合といった伝統的協同組合と異なる協同組合であるが、それが「コミュニティの質」の向上と住民の「生活の質」の向上とに貢献していることに伝統的協同組合も注目し、大いに学ぶ必、要があるだろう。

コミュニティ協同組合の展開

コミュニティ協同組合の出現も、1970年代前半のイギリス経済のリセッションとそれに連動したイギリス社会の構造変化、とりわけ失業の増大とコミュニティの疲弊化に関連していた。リセッションと社会の構造変化の影響はスコットランドの離島ウエスタン・アイルズに特徴的に現われた。主要産業である農漁業とその生産物加工業の不振、高齢化、人口減少、若者の流出、高失業率がウエスタン・アイルズを襲い、「コミュニティの崩壊をいかにしてくい止めるか」が喫緊の問題となった。

1976年、ウエスタン・アイルズの住民は短期雇用創出のためのJCP(Job Creation Programme)に準拠したプロジェクトを展開した。このプロジェクトによって、高齢者や若者の雇用創出、職業訓練、仕事おこし(起業)が実行され、企業が設立された。コミュニティ協同組合はこれらの企業から生まれて

くるのである。ウエスタン・アイルズでのこのような「コミュニティの再生」や「コミュニティの活性化」の試みは、間もなく不振に喘いでいる地方産業を抱えたスコットランド本土に上陸し、やがてイギリス全土に広がっていく。

コミュニティ協同組合の全国的な展開の出発点となったのは「ハイランズ・アイランズ開発委員会」(HIDB)のイニシアティブであった。HIDBは、1977年末にHIDBプログラムに基づいて12のコミュニティ協同組合を設立し、その際にスコットランドの各コミュニティの住民がコミュニティ協同組合を設立するために調達した資金と同額の資金を「設立補助金および設立初期数年間の経営補助金」として地方自治体が提供する、という方法を確認した。HIDBによる「このインスピレーションは、間もなく、スコットランドだけでなく、イギリス中の多数の地方で活動していたグループに伝えられることになった」。

HIDBプログラムは、多数の失業者を抱えているかつての工業地域やマージナルな地方経済地域それに遠隔地農村などで雇用創出、資源リサイクル、コミュニティ・ケアなど各地方のコミュニティのニーズに根ざしたサービスを提供するコミュニティ協同組合による事業展開を実施し、これを通じて実際にコミュニティの人たちを雇用する経験を積み重ねていった。そしてこのプロセスのなかで「コミュニティ協同組合がその創設基金や他の援助を地方自治体や政府から獲得するためのネットワーク」である「コミュニティ・ビジネス・スコットランド」(CBS)が設置される - そのCBSは次のようにコミュニティ協同組合を定義している(「コミュニティ協同組合の定義」として一般に用いられているのは

CBSのこの定義である)。

コミュニティ協同組合は、地方のコミュニティによって設立され、地方のコミュニティが所有・管理し、また地方の人びとのために最終的に自立した仕事を創出することを目指し、かくして地方の発展の中核になることを目指す事業組織である。その事業組織から生みだされる利潤は、より多くの雇用を創出するためか、地方のサービス業務を提供するためか、あるいはコミュニティの利益となる他の計画を援助するためか、いずれかまたはそのすべてに向けられる。

スコットランドにはHIDBプログラムに基づいた12のコミュニティ協同組合が設立された、と先に述べたが、このHIDBプログラムは「コミュニティ的、社会的および経済的目的」という3つの目的を同時並行して達成しようとするところにその特徴があった。したがって、コミュニティ協同組合は「多目的」であり、「多機能的」であると考えられている。コミュニティ協同組合は、事業的には複数であっても、その目的が「組合員の利益」に収斂されている伝統的協同組合とは異なっていることから、ある意味で、「新しい協同組合モデル」だとも見なされ得るのである。

協同組合は、一般に、組合員が協同と相互扶助に基づいて民主的に運営し、自らの利益を守っていく自治組織である、と理解されてきた。それ故、コミュニティ協同組合も、協同組合である限りで「協同組合の一般的性格」をもっているのであるが、しかし同時にそれは、コミュニティ協同組合で労働する人たちに直接的な金銭的利益をもたらすのではなく、コミュニティとその住民のニーズに根ざ

した経済事業を運営し、コミュニティの住民が協同組合への参加によって社会的なエンパワメントを身に付け、コミュニティに利益をもたらす、という、一種の「遠回り」を経て「コミュニティの質」とその住民の「生活の質」の向上を実現していく、という活動と機能のプロセスをもつ協同組合であると考えべきであろう。そこで、「新しい協同組合モデル」としてのコミュニティ協同組合の「基本モデル」の要素を示すと、次のようになるであろう。

コミュニティ協同組合は「人びとを分け隔てしない」：コミュニティ協同組合は「市民の統合」を重要な課題とするので、コミュニティのすべての人に開かれている。

コミュニティ協同組合は「幅広い基礎の上に組織される構造をもつ」：コミュニティ協同組合は地方のコミュニティの社会的、経済的発展に責任を負っている。したがって、その組織構造はニーズを確認し、自己権利擁護を促し、革新的なグラスルーツに基づく解決策生みだす。

コミュニティ協同組合は「パートナーシップを促進する」：コミュニティ協同組合は、コミュニティのニーズを確認し、それに対処し解決する場合には、適切なパートナーと共に主要なパートナーシップを探し求める。このパートナーシップの相手には、さまざまなレベルの政府、公的機関、さまざまな地方の組織それに企業が含まれる。

コミュニティ協同組合は「非営利組織である」：コミュニティ協同組合は

非営利組織であるので、法人格を得やすい。

コミュニティ協同組合は「全体的なまとまりを促進する」:コミュニティ協同組合は、人間の尊厳を第1に考え、協議や議論のプロセスを尊重するので、コミュニティ内部における協同による調和を促進すると同時に、寛容、思慮深さ、熟慮といった雰囲気をつくりだす。

コミュニティ協同組合は「学習の雰囲気促す」:コミュニティ協同組合では、そこで活動するメンバーが自らの技能・技病を高め、新しい課題に取り組むために学習しなければならない。特に、若いメンバーがコミュニティにおける将来のリーダーとして育つように援助する。

コミュニティ協同組合は「熱意と楽しみを促進する」:コミュニティ協同組合には多数のボランティアが協力し、参加してくれるので、熱意とともにリラックスできる楽しいイベントが必要である。

コミュニティ協同組合は「自己決定するコミュニティの能力を高める」:コミュニティ協同組合は、ダイナミックなセクターであることから、そこで活動するメンバーの能力や力量を動員して、確認されたコミュニティのニーズに対処する解決策を決定する。

コミュニティ協同組合は「体系的なビジョンを包含する」:コミュニティ協同組合は、コミュニティとその住民のニーズを評価するプロセスを確認し、適切な解決策を打ち立て、それ

を実行するビジョンをもっている。

コミュニティ協同組合は「革新的な戦略を工夫する」:コミュニティ協同組合は、人的・物的資源を動員して、コミュニティとその住民のニーズを満たすための実際的な解決策を展開するのに採られる方法やアプローチを開発し、ニーズに対応し得る現実的な可能性を創りだす。

コミュニティ協同組合は「奉仕と関与を鼓舞する」:コミュニティ協同組合のメンバーは、行動志向であることから、協同組合とコミュニティにおける自らの役割を十分かつ適切に理解している。

コミュニティ協同組合がスコットランドの遠隔地の農村地域や離島から1970年代末に出現し、コミュニティの再生や雇用の創出などに大きな役割を果たしたこと、そして現在もなお果たしている、という事実は、在来型の伝統的協同組合だけではそのような問題・課題に対処できず、解決策も容易に打ち立てることができないであることを語っている。協同組合としては、伝統的協同組合もコミュニティ協同組合も同じではあるが、コミュニティ協同組合は、国家間、地域間、コミュニティ間それに個人間に格差と横をもたらず市場経済のグローバリゼーションの下でまさにその負の側面と対峙し、「コミュニティの質」とその住民の「生活の質」を協同の力で高めていく「コミュニティ的、社会的、経済的要素」をその内部に育成している点で、魅力がある。とはいえ、コミュニティ協同組合だけでコミュニティの再生や活性化が遂行され得ると考えるのも間違いであって、協同組合陣営が一体となって直面する諸問題・課題に対応

し、解決策を見いださなければ、コミュニティの崩壊は目に見えて進行していくことになるだろう。

それでも、先に記したコミュニティ協同組合の「基本モデル」は、伝統的協同組合に対して、協同組合の何たるかをすなわち、協同組合一般に求められているものは何かを示してくれている、とわれわれには思われる。その意味で、この新しい「コミュニティ協同組合」の活動と機能を伝統的協同組合が侮ることなく学ぶことが、協同組合全体の発展に繋がっていくことになるであろう。

むすび

市場経済のグローバリゼーションは「勝者がすべての市場を手に入れる」という競争を人びとに押しつけ、その結果、先に述べたように、さまざまな格差や溝をもたらしている。経済社会のグローバリゼーションがわれわれにとって不可避であるならば、われわれとしてはコミュニティとその住民のニーズに根ざした経済社会システムやネットワークを構築しなければならないだろう。多国籍企業が支配するグローバルな経済に対しては、「コミュニティの質」を向上させ、人びとの暮らしぶりを良くするために、協同組合陣営はコミュニティに基礎をおいた「協同の規範」をもって対峙しなければならない。そしてその際に、イタリアの社会的協同組合やイギリスのコミュニティ協同組合は、在来型の伝統的協同組合やボランティア組織と協力して、市場経済のグローバリゼーションに対する「対抗軸」を形成する役割を果たすであろう。その意味で、協同組合セクターは、21世紀には一層強力な「対抗軸」として成長しなければならなし・し、同時に世界のさまざまな地域やコミュニティで社会的協同組合やコミュニ

ティ協同組合と同じような機能を発揮する協同組合を創出していくことであろう。かくして、私が協同組合運動の「新しい波」と呼ぶのは、社会的協同組合やコミュニティ協同組合などの「新しい協同組合運動」が他のすべての協同組合運動全体に革新的なインパクトを与えるだろう、ことを願ってのことでもある。

1) この50%制限は、社会的協同組合の目的を遂行するのに欠くことのできない要素である組合員の構成に制約を置いてしまうことになる、との批判がある。

2) これについても、bタイプの組合員の資格を精選し過ぎる、との批判がある。例えば、さほど貧しくもなく、不利な条件にも置かれていないが、さまざまな福祉や社会保障のニーズを依然とでもっている人たちを社会的協同組合から結果的に排除してしまうことになる、との批判である。

本稿は、2002年3月の韓国協同組合学会における講演原稿を収載したものです。